

# 水俣病事件を消滅させてはならない

畠山武道

毎度、同じことを書くのは気が引けるが、行政の悪行や往生際の悪さを見ていると、ついいつい書かずにはいられなくなる。水俣病認定義務付け訴訟最高裁判決（平成二五年四月一六日）に対する環境省の対応についてである。

国と県は、一九九五年と二〇〇七年の二度にわたり水俣病事件の政治的な解決を図ったが、その度に失敗おわった。政治的解決とは公害健康被害補償法（以下、「公健法」という）などで救済されない患者を、より緩やかな条件で幅広く救済すると称するもので、申請に一方的に期限を設け、その期間内に申請し、該当する者に低額な一時金と医療費などを支給するというものであった。

ところが、環境庁（当時）が公健法による指定疾患患者を認定審査会が判断するために定めた一九七七年の判断条件（以下、「七七年判断条件」という）が、最高裁によつて誤りであるとされたのである。国や県は、公健法で本来救済すべき人を救済せず、自らの誤りを低額な一時金の支給などで糊塗していたことになる。この国・県の姑息なやり方や後知恵を、今回の最高裁判決は「公健法等の体系及び規定の意味内容がその制定後に採られ

た行政上の措置によつて変容されるものではな（い）」とはつきり否定している。

環境省は、これまで「七七年判断条件は絶対に変えない」と公言してきたが、その唯一の論拠は、損害賠償訴訟で認められる「水俣病」と公健法で認められる「水俣病」は異なるというものであつた。水俣病関西訴訟の大

阪高裁判決はこのような考えに立ち前者をメチル水銀中毒症と称しており、その判示部分が最高裁判決（二〇〇四年一〇月一五日）で否定されなかつたことから、環境省は七七年判断条件は最高裁で支持されたと主張してき

たのである。ところが、今回の最高裁判決は、公健法などを見ても、「行政庁の審査の対象を、客観的事象としての水俣病（中略）よりも殊更に狭義に限定して解すべき的確な法的根拠は見当たら（ない）」と一蹴してしまつた。そこで環境省がとつたのが、「最高裁が求めている総合的な検討も、現行の基準（七七年判断条件）に含まれている」という居直切日までに、国や県の予想の二倍をこえる六万五〇〇〇人が申請を申し出た。これは自ら水俣病と自覚しながら、名乗り出なかつた人がまだまだいることを示している。しかし国や熊本県は、総合的な健康調査など端からやる気がなく、事件の自然消滅を待つつもりである。それが自らの失政を覆い隠す最善の策と心得ているからである。

△はたけやま たけみち・早稲田大学法務研究科教授▽